

## 第2章 民事信託受託者との銀行取引

学習院大学 山下純司

### I 問題の所在

#### 1 民事信託の受託者とは

本稿では、金融機関が民事信託の受託者と取引を行う場合の法的な問題点を検討する。「民事信託」という語には2通りの使い方があり、財産の管理や承継といった民事目的の信託を、財産の運用や転換の目的、預金の代替や事業の器など商事目的の信託と区別するために使う場合と、個人受託者が単発的に、親族の資産を管理するなどの目的で信託の引受けを行う非営業信託を、信託銀行などが業として信託の引受けを行う営業信託と区別するために使う場合がある。本稿のタイトルはこのうち後者の、非営業信託の意味で民事信託を用いている。

この意味での民事信託の受託者とは、信託法の知識に乏しい、いわば素人受託者とでもいうべき存在であり、弁護士や司法書士等の専門家の助言を受けて、信託の引受けや信託財産の管理や処分その他信託事務の処理を行っているのが通常である。こうした信託の目的は、委託者死亡時の相続の問題を解決するためのほか、高齢の委託者の財産を本人のために子が管理するため、さらに委託者の子に障害があるなどの理由で信頼できる知人に「親亡き後」の子の財産管理を目的とするためなど、さまざまなものがあるといわれるが、いずれも財産の管理や承継といった民事目的の信託であるといえる。ただし後に見るように、高齢の親の事業を子が管理しつつ、将来の円滑な事業承継を視野に入れるような、一部事業目的を含む信託もある。

本稿では以後、民事信託の受託者といえば、上記のような意味、すなわち非営業信託の素人受託者を指すものとする。このため、信託業法上の問題は検討の範囲外とする。

#### 2 金融機関の対応 一信託口座

近年、民事信託の受託者からの、金融機関に対して信託口の預貯金口座（以下、「信託口座」という。）の開設の問合せが増えているという。背景には、こうした素人受託者に対して法的助言を行っている弁護士や司法書士らが、信託口座の開設を実務的に望ましいものとして勧めているという事情がある。たとえば日本弁護士連合会は2020年9月10日に、「信託口座開設等に関するガイドライン」（以下、「日弁連GL」という。）を公表し、「信託口座に関する問題点とその対応方法を整理して提示して、民事信託に関わる弁護士（及びその民事信託の受託者）に対し信託口座の在り方を示すとともに、多くの金融機関において任意の判断により採用可能なプラクティスが確立できる」ことを目指している。

日弁連GLという信託口座とは、「受託者の固有財産と信託財産に属する財産とを分別管理するため、受託者が信託財産に属する金銭のみを預け入れる預貯金口座」を指し、その口座名義はさまざまであるが、「委託者〇〇受託者△△信託口」、「受託者△△信託口」、「受益者〇〇受託者△△信託口」、のように、「受託者の財産とは分別管理され、差押え等の対象

とならない信託口座であることを形式的にも明示することが重要」とする<sup>1</sup>。後に述べるように「差押え等の対象とならない」という記述には疑問があるが、口座名義や預貯金の種別に関わらず、信託を引き受けた個人が、信託財産に属する金銭を管理する目的で、自身が受託者としてでなく一個人として有する預金口座（以下、「固有口座」という。）とは別口であることを明示して開設する口座の総称として信託口座を定義している。

金融機関としては、民事信託の受託者から取引を求められた場合には、まずは信託口座の開設の検討から始めることになる。そこで、本稿では、日弁連 GL も参考にしながら、信託口座の法的性質について検討し、信託口座を開設することの意義について信託法の観点から理論的な分析を加える。

### 3 金融機関の対応 一信託内融資

信託口座の開設を求められた金融機関の側の対応はさまざまであり、開設を認めないものから、開設は認めるが特別の対応を行わないもの、開設を認めた上で当該口座を通じた融資取引等に応じるものまで、対応が分かれているようである。この点について参考になる近時の裁判例として、東京地判令和3年9月17日金商1640号40頁（以下、「令和3年東京地判」という。）がある。令和3年東京地判によれば、信託口座の開設を認める金融機関のなかには、狭義の信託口座の開設を認めるものと、広義の信託口座の開設しか認めないものがあり、民事信託の受託者への融資（以下、「信託内融資」という。）を行うのは、前者の狭義の信託口座の開設を認める金融機関に限られるという。

令和3年東京地判によれば、狭義の信託口座とは、①受託者を預金者とし、②外観上、当該受託者個人の名義と区別できる表示が付されるだけでなく、③「当該金融機関において、内部システム上、当該受託者の個人名義の預金口座（固有財産に属する預金口座）に係るCIF（Customer Information File。顧客情報ファイル）コードとは別異のCIFコードが備えられる、内部手続上、当該預金口座とは異なる取扱いがされる旨の規定が設けられるなど、当該預金口座から分離独立した取扱いがされる預金口座」をいう<sup>2</sup>。反対に、①②の特徴しか有さず、③の扱いがなされていないものが、広義の信託口座と呼ばれる。

令和3年東京地判によれば、民事信託の受託者に対して信託内融資を行う金融機関は、狭義の信託口座の開設を前提にしている。このことがどのような法的意味を有するのか、また仮に、広義の信託口座しか有さない受託者に信託内融資を行った場合にはどのような法律関係が生じるのかについても、以後の検討の対象としたい。

## II 信託口座の意義

### 1 受託者の分別管理義務の確保

信託口座を開設することの主な意義は、日弁連 GL にも指摘されているように、民事信託の受託者の固有財産に属する財産と、信託財産に属する金銭とを、分別して管理することにある。もっとも信託口座の開設自体は、信託法上の義務ではない。確かに、信託の受託

---

<sup>1</sup> 日弁連 GL・3-4 頁。

<sup>2</sup> 実際には、この定義は原告が主張しており、東京地裁はこれを引用している。

者には分別管理義務が課されているが、金銭についての分別管理は、「その計算を明らかにする方法」でよいとされている（信託法 34 条 1 項 2 号ロ）。したがって受託者は信託財産に属する金銭について、信託口座に預け入れを行うという方法によらず、単に帳簿上でいくらの金銭が信託財産に属しているか、明らかにすればよい。

とはいえ、素人受託者である民事信託の受託者に、帳簿上での金銭管理の徹底を求めることはかえって現実的ではないと考えるなら、受託者が固有口座とは別に信託口座を開設し、信託事務処理に係る金銭の管理は全て信託口座で行うことを徹底する方が、分別管理の方法として合理的である。この観点から、信託口座の開設を原則とし、金融機関に対しても開設に応じるよう求める日弁連 GL の姿勢は評価できる。

もっとも、受託者が信託事務処理に係る金銭の管理は全て信託口座で行うことを徹底しなければ、信託口座の預貯金残高と、信託財産に属する預貯金債権の額が、一致しないことになる。つまり、信託口座に係る預貯金債権以外に、固有口座に係る預貯金債権の一部が信託財産に属する可能性や、逆に信託口座に係る預貯金債権の一部について、受託者の固有財産に属する可能性があることになる。信託口座を開設したとしても、信託財産に属する金銭について受託者の適切な管理が担保されない限り、信託口座に係る預貯金債権の少なくとも一部について、信託財産として対抗できない可能性がある。

## 2 受託者交代時の円滑な処理

信託口座を開設することの第 2 の意義として、信託継続中に受託者の任務が終了し、新受託者が選任され信託財産の引継ぎが行われる場合などに、円滑な処理が可能になることが考えられる。たとえば、単独の受託者である個人が死亡して相続が開始した場合には、当該受託者の任務が終了し（信託法 56 条 1 項 1 号）、新受託者の選任が行われる。このとき、信託財産は相続財産を構成せず、受託者の相続人は新受託者の選任が行われるまで信託財産を保管する義務を負うことになる。

こうした場合に、受託者が前述の意味で適切な金銭管理を行っているという前提の下では、信託口座の開設は受託者の交代を円滑にする。すなわち、ある金融機関に、特定の個人が固有口座と信託口座の二つを有している場合には、その金融機関は、固有口座の預貯金債権は相続財産に属し、信託口座の預貯金債権は信託財産に属することを前提に、両口座の取引を一旦凍結し、前者については遺産分割協議を待ち、後者については新受託者の選任を待って、それぞれの扱いを決めればよい。

その他の任務終了事由による受託者の交代の場合としては、後見や保佐の開始（信託法 56 条 1 項 2 号）、破産手続の開始（同 3 号）、受託者の解任（同 6 号）の場合には、金融機関として信託口座の取引を一旦凍結し、新受託者の選任を待つのが原則となる。唯一、受託者の辞任（同 5 号）の場合には、辞任した受託者は新受託者の選任まで受託者としての権利を有し義務を負うこととされているため（同 59 条 4 項）、金融機関としては信託口座の取引を凍結せず、新受託者の選任を待つことが可能である。

仮に、金融機関が信託口座の凍結等の措置をとらなかった結果として、もはや受託者の権限を有しない者が信託口座から払戻しを受けた場合には、当該払戻しは無権限者への払戻しとして、表見受領権者への弁済（民法 478 条）の問題として扱われるべきか。このよ

うに解するなら、払戻しは原則無効だが、金融機関が前受託者に権限があると信じたことについて善意かつ無過失の場合のみ、払戻しは有効と扱われることになる。

これに対して、上記のような状況を、受託者の権限違反行為についての取消し（信託法 27 条 1 項）に準じて扱うことも考えられる。受託者の行為が与えられた権限に違反する場合、信託法ではその行為は直ちに無効になるわけではなく、一定の要件を満たせば受益者によって取り消すことが可能な有効な行為と扱われる。取消しのための要件は、①「当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知っていたこと（同 1 号）、かつ、②「当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことを知っていたこと又は知らなかったことにつき重大な過失があったこと」（同 2 号）である。こちらの考え方を採用し、かつ信託口座の払戻しに応じる金融機関は当該払戻しが信託財産のためにされたものであることを知っていたとみるならば、無権限の前受託者がした信託口座からの払戻しの請求に応じた金融機関は、前受託者が権限を喪失したことについて悪意または重大な過失により知らなかったという場合でない限り、払戻しは有効と扱われることになる。

### 3 信託事務処理行為の明示 一 広義と狭義の信託口座の差異

問題は、信託口座の開設に応じた金融機関は、受託者が当該口座を通じて行った預貯金取引について、「信託財産のために」行ったことを知っていたとよいかという点である。この点は、各金融機関が当該口座をどのようなものと位置づけ、システム上どのように取り扱っているかという点に関連する。仮に、ある金融機関が、「受託者△△信託口」という口座名義での口座開設を受け入れたとしても、個人名「△△」以外の部分は、単なる肩書き以上のものではないと位置づけており、システム上も特段の対応をしていないのであれば、当該口座を通じた預貯金取引について「信託財産のために」行ったことについて悪意を認めることは難しいと思われる。これに対して、信託口座の開設を申し込まれた金融機関が、信託契約書を精査し、また固有口座とは別の CIF コードを信託口座に割り当てるなどするならば、その信託口座を通じた預貯金取引について、「信託財産のために」行われたことについて悪意を認められると考えられる。

したがって令和 3 年東京地判が認めたように、金融機関が開設を認める信託口座には、広義と狭義の 2 通りを考えることができる。広義の信託口座については、現在の金融実務でも一般に認められる肩書き付の口座名義の一つに過ぎず、金融機関は当該口座の預貯金者が、「信託行為のために」行為をしたかどうかを関知せず、したがって仮にその者が受託者としての権限違反行為を行ったり、権限喪失後に預貯金取引を行ったりしても、信託法 27 条 1 項、もしくは少なくとも、民法 478 条の規定により、金融機関は有効な預貯金取引を行ったものと扱われるかもしれない。

問題は狭義の信託口座の開設に応じた金融機関の場合である。この場合の金融機関は信託契約書の存在を確認し、その信託口座を通じた取引は、当該預貯金者の固有資産についての取引ではなく、受託者としての信託財産に関する取引である可能性が高いということ認識したうえで口座開設に応じたものと考えられることとなり、したがって当該口座を通じた預貯金取引について、「信託財産のために」行われた行為であることを知っていた

とみるのが自然であろう。

このように信託口座開設の第3の意義としては、当該口座を通じた預貯金取引が、「信託財産のために」行われた取引である可能性が高いことを、口座名義を通じて明示することができる点が挙げられる。もっとも、この機能は開設に応じた金融機関が当該信託口座をどのようなものと位置づけ、どのように扱っているかに依存する。

#### 4 差押えの排除？

信託口座開設の第4の意義として、民事信託の受託者の債権者が当該口座を差し押さえた場合に、固有口座とは異なる対応を金融機関に期待する見解があるため、その点について検討する。

ここで想定する差押債権者としての受託者の債権者とは、ア) 受益者を除く信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者(信託法21条2項4号にいう「信託債権者」に当たる。)と、イ) ア以外の債権者、すなわち受託者の固有財産のみを責任財産とする債権を有する債権者(以下、「固有債権者」という。)である。いわゆる信託財産の独立性により、信託財産に強制執行等をできるのは、信託債権者に限られ(同23条1項)、固有債権者による信託財産への強制執行に対しては、受託者又は受益者は第三者異議の訴えに準じた異議を主張することができる(同5条)。したがって信託口座が適切に管理されている前提の下で、当該口座に係る預貯金債権が信託財産に属することを示すことができれば、固有債権者が信託口座を差し押さえたとしても受託者や受益者はその差押えを排除することが可能である。

問題は、預貯金債権を被差押債権として差押命令の送達を受けた金融機関は、固有口座のみが差押えを受けたものとしてその取引を凍結し、信託口座については差押えの効力が及んでいないものとして取引を継続してよいかである。

このような状況は、債権差押命令申立書の別紙として添付する差押債権目録に預貯金の種目や口座番号等が明示されておらず、「債務者が第三債務者(〇〇支店扱い)に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで」といった記載がされている場合に、差押債権者が第三債務者である金融機関〇〇支店に固有口座と信託口座の双方を有しているといった場合に生じる。この問題を検討した商事信託法研究会の報告書では、「債務名義または執行文において、信託財産責任負担債務に係る債権かどうかや、受託者の資格が表示されることは、通常はない」こと、「仮にそのような表示がある場合であっても、信託法23条1項に違反してされた差押えについては、執行それ自体が違法となるというわけではなく、受託者または受益者が第三者異議の訴えにより異議を主張することができる(信託法23条5項)という」にとどまることから、「第三債務者としては、受託者または受益者から第三者異議の訴えが提起され、執行停止等がされない限り、差押えに応じ弁済しなければならない立場にある」との理解を示し、金融機関として必要な対応としては、せいぜい受託者や受益者に第三者異議の訴えを促すにとどまるという理解を示す<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> 「商事信託法研究会報告(平成30年)」信託280号26-27頁。

これに対して日弁連 GL は、最三小決平成 23 年 9 月 20 日民集 65 卷 6 号 2710 頁<sup>4</sup>が、民事執行規則 133 条 2 項の求める差押債権の特定について、「債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならない」としていることを引用し、「信託財産を対象とする強制執行は例外的なものであることに鑑みれば、信託財産を差押えの対象とするのであれば、現行の最高裁判例や、現行執行実務の下においても、差押債権者においてそのように明記しなければ、第三債務者が速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別できるとはいえない」とし、「債権差押命令書において、差押債権目録において信託財産が差押対象に含まれることが記載されていない限り、当該差押命令は受託者の固有財産である預貯金のみを対象とするものと解すれば足りるとする考え方」がありうるという試論を展開する。

日弁連 GL の解釈は、信託口座の差押えをできるのは信託債権者に限られるところ、信託財産に属する預貯金債権を差し押さえるのであれば、差押えの対象が信託財産に属することを明示して差押えを行うように求めていることになる。しかし、受託者が信託事務を処理するに当たっては、自らが受託者として信託財産のために行為していることを相手方に顕名する必要がないとされているのであって、相手方は自らが信託債権者なのか固有債権者なのかを知らない可能性があるのが信託法的前提である。上記の解釈は、債権者には容易に知り得ない事情の明示を要求することにより差押えを困難にしようとするもので、本来なら差押えが認められるはずの信託債権者までが不利益を受ける可能性がある。法解釈としての正当化は難しいように思われる。

したがって、受託者の有する口座について差押命令の送達を受けた金融機関が、信託口座については取引を継続するという対応は、金融機関が相応のリスクを負うことを覚悟して行う必要がある<sup>5</sup>。

### Ⅲ 信託内融資についての対応

#### 1 令和 3 年東京地判の事案と判旨

以下では、令和 3 年東京地判で扱われた信託内融資の問題について検討をする。まず簡単に事案と判旨を紹介する。

〔事案〕

不動産賃貸業を営み複数不動産を有する X は、高齢による自身の認知症や死亡等に備える手段として、自身を委託者兼受益者とし、共に業を営む次男 Z を受託者とする信託契約

---

<sup>4</sup> 同決定では、金融機関を第三債務者とする債権差押命令申立てについて、差押債権の表示を「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順による。」とすることが、第三債務者が、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で差押の目的物となる債権を確定できるとは認められず、差押債権の特定を欠くとする。

<sup>5</sup> 日弁連 GL・9 頁では、「この考え方による場合、仮に信託口座から預貯金が流出した後に、差押債権者から当該差押命令は信託口座の預貯金をその対象に含むとの主張があったとしても、第三債務者たる金融機関は、民法 478 条にいう無過失であるとして免責される」との記述があるが、あくまでも「この考え方による場合」の話である。

(第1信託契約)を締結した。第1信託契約は、Zが税理士から紹介された司法書士Yから提案を受けたもので、XはYに、契約書の案文作成や当該契約に係る公正証書作成の補助、信託財産に属する不動産に係る信託の登記申請手続の代理、信託口座開設の支援等を委託した(第1委任契約)。

Xの主張によると、第1信託契約では、X所有の不動産が信託財産となった後、受託者Zによる信託事務処理として、建物の大規模修繕や建替えの際に、当該不動産に抵当権の設定を受け金融機関から融資(信託内融資)を受けることを予定していた。しかし、第1信託契約締結後、Zは複数の金融機関に信託口座の開設を申し込んだが、開設に応じたのはC銀行のみであり、その信託口座も信託内融資を前提とした狭義の信託口座(後述)ではなかった。Zは、弁護士Eから本件信託契約作成上の不備を指摘され、Eに対して改めて信託契約の締結を委託し(第2委任契約)、XZ間の信託契約を締結し直した(第2信託契約)。

Xは、Yに対して、第1委任契約の債務不履行および、同契約締結の際の不法行為の責任を追及した。

[判旨]

裁判所は、第1委任契約についてYの債務不履行はないものとしたが、以下に述べるように、Yは第1委任契約締結に先立って、「信託契約を締結しても、信託内融資及び信託口座(狭義)の開設を受けられないリスクが存することを説明すべき義務」があり、その義務に違反したとして、不法行為責任を認めた。

「以上検討したとおりの諸事情に照らすと、司法書士であるYは、報酬を得て民事信託の支援等の業務(①信託契約書案文の作成、②当該契約に係る公正証書の作成手続の補助、③信託財産に属する不動産に係る信託の登記の申請手続の代理、信託財産に属する金銭を預け入れる受託者名義の預金口座の開設の支援等の業務を含む。)を受任する旨の本件第1委任契約を締結するに先立ち、Xに対し、信義則に基づき、金融機関の信託内融資、信託口座(狭義)等に関する対応状況等の情報収集、調査等を行った上で、その結果に関する情報を提供するとともに、信託契約を締結しても信託内融資及び信託口座(狭義)の開設を受けられないというリスクが存することを説明すべき義務を負っていたというべきである。」

## 2 狭義の信託口座開設は信託内融資の前提か

同判決では、司法書士Yが信託契約について法的助言を行う際に、信託内融資及び狭義の信託口座の開設を受けられないリスクについて説明を怠ったことの責任が問題とされているが、前提として、信託内融資を受けるには狭義の信託口座の開設が必要との認識が示されている。この点についてどのように考えるべきか。

金融機関が信託内融資を行うということは、当該金融機関が信託債権者となるということの意味する。信託債権者は、信託財産に属する財産を責任財産とするだけでなく、受託者の固有財産に属する財産をも責任財産として把握している。この点で、金融機関が信託内融資を行ったとしても、個人としての受託者に貸し付ける場合(固有債権者となる場合)よりも責任財産の範囲が限定されるという問題は生じない。そうすると広義の信託口座の開設しか認めていない金融機関が、受託者の固有財産を引当てにして信託内融資を実行するような場合は原則として問題ないと思われる。たとえば受託者が、固有財産に属する不動

産に抵当権を設定して、広義の信託口座への融資を受けて、同口座を通じて返済を行うとしても、金融機関としては通常の融資取引と変わらない対応をとればよい。仮に受託者の受けた信託内融資が権限違反であり、受益者として取り消しうるものとされたとしても、その融資は受託者個人への貸付けとして残り、その貸付債権が受託者の固有財産に設定された抵当権で担保されることになるからである。

これに対して、金融機関が信託財産に担保を設定して信託内融資を実行しようとする場合には事情が異なる。この場合は、受託者が受けた信託内融資や、信託財産に属する不動産に対する抵当権の設定行為について、権限違反行為として受益者から取り消されると、貸付債権は受託者個人への貸付債権としてなお存続するとしても、抵当権は設定契約の取消しによって無効となってしまうからである。このため、金融機関が信託財産を引当てとして信託内融資を実行しようとする場合には、狭義の信託口座の開設を要求するとともに、信託契約書の事前の精査など受託者の権限範囲について十分なチェックを行う必要がある<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> なお、信託財産に属する財産を担保に、受託者に対して固有債権を生じさせるような融資を行うことは、受託者の利益相反行為に該当し（信託法 31 条 1 項 4 号）、原則として取消しの対象となる（同 7 項）。仮にこのような融資を受託者が受けることについて信託行為に許容する定めがあったとしても（同 2 項 1 号）、民事信託では信託目的があいまいなことが多く、受託者の権限違反（同 27 条）や、一般的忠実義務（同 30 条）の違反となる可能性も考慮して慎重に対応するべきであろう。